宅から救急搬送される方に限定して、蘇生を中止するルールを、室蘭市医師会と室蘭市消防が中心となって策定し、本年２月から運用を開始する。

⑶消防の立場から

室蘭市消防署　副署長　上原　達哉

西胆振地域には、西胆振行政事務組合消防本部（伊達市・洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町）、室蘭市消防本部（室蘭市）、登別市消防本部（登別市）の３つの消防本部がある。室蘭市には４か所の消防署・支署・出張所があり、常時３隊の救急隊を24時間運用している。室蘭市消防では、2025年（令和７年）10月から、マイナ保険証を活用して救急の実証事業を行っている。マイナ保険証を救急隊に提示することで、救急隊は病歴等の医療情報を閲覧し、搬送先病院を決定する参考にしている。また、同年11月から、地域の三消防本部の消防指令業務の仮運用を開始した。さらに、2026年（令和８年）２月から、DNAR（心肺蘇生を行わない）プロトコル事業を開始した。末期がんの患者が心肺停止した場合、救急隊がかかりつけ医から意向を確認できること等を条件に、患者本人や家族の意思を尊重して蘇生処置を行わない。

⑷行政の立場から

道立室蘭保健所　所長　竹内　徳男

西胆振圏域の救急医療は、『北海道医療計画』と『同計画・西胆振地域推進方針』に基づき、①がん、脳卒中、心血管疾患などの５疾病、②救急医療、災害医療、小児医療などの６事業、③在宅医療の取り組みを進めている。西胆振地域の救急搬送は、2024年（令和６年）で8,606人、救急車以外の時間外受診は16,450人だった。救急搬送患者の約半数が入院を要しない軽症患者で、「コンビニ受診」が多く含まれていることが予想され、救急車の適正利用が求められる。2025年（令和７年）12月に医療法が改正され、従来の地域医療構想が見直された。今後、2040年（令和22年）頃を見据え、将来の西胆振地域の医療提供体制を関係者と議論していく。救急医療を守るために、市民ができることは多い。例えば、あらかじめ決められた診療時間内に受診すること、救急医療や救急蘇生法の講演会やイベントに積極的に参加すること、ACPを家族やかかりつけ医等と話し合うことなどが期待される。医療機関と関係機関、行政が連携して、市民の協力を得ながら地域ぐるみで取り組みを進め、西胆振の救急医療体制を充実させていきたい。

◇

その後、関係者と参加者の間で総合討論を行った。参加者からは、地域の医師確保や救急搬送の有料化、救命救急センターに関する議論など、活発な意見交換が行われた。最後に小職がまとめとして、市民に対して救急車の適正利用やACPの取り組みへの協力を依頼するとともに、救急搬送時のマイナンバーカードの積極的な活用を期待して終了した。今後、道内の他の地域においても、開業医の高齢化等により、休日・夜間の初期救急体制の見直しが必要となるケースが想定される。当会としても地域の初期救急医療体制の維持に向けて、課題は何か、医療資源をはじめ何が必要かについて、皆様とともに考えていきたい。